

近代兵庫の公共建築にみる 和風意匠と伝統理解

―兵庫県近代和風建築総合調査2―

はじめに 奈良文化財研究所では、2011年度より兵庫県から、県内に所在する近代和風建築の調査事業を受託している。『紀要2012』では、産業との関連から兵庫の近代和風建築を概観した。本書ではこれにひきつづき2本の論考をまとめた。まず本稿では、公共建築という近代に入り新たに形成された建築類型に注目することで、和風表現の変化を読み取りたい。

木造裁判所 江戸時代、裁判は奉行所などの行政機関が担っていたが、明治に入ると三権分離により司法権の独立が図られる。明治4年(1871)に司法省が置かれ、同8年(1875)大審院が、同9年に全国に4つの上等裁判所と23の地方裁判所が置かれた。明治23年(1890)の裁判所構成法の成立により制度的な確立をみる。記録に残る最古の裁判所建築である明治8年の新潟地裁は洋風、大審院は擬洋風が採用された。

篠山歴史博物館は明治24年(1891)、篠山区地方裁判所の庁舎・法廷として、篠山城の北方に建設された木造の裁判所建築を転用したものである(図44)。入母屋造、棧瓦葺、平入で、南北端に突出部を設け、北端に法廷がある。正面中央やや北寄りに車寄せをもち、突出部とともに、入母屋破風を西面に向ける。小屋組にはキングポストトラスを用いる。ほぼシンメトリーで、明快な平面構成や技術は西洋建築に倣ったものであろう。いっぽう細部意匠に目を移すと、主屋の軒を舟肘木状の持送りにより持ち出し、下屋の柱にも柱頭に独特の繰形をもつ持送りを設ける。正面車寄せは、角柱に虹梁状の繰形を施

した貫、台輪を用い、柱頭に大斗肘木を据え、格天井を張る。平面構成や技術と異なり、意匠面においては和風を強く意識したことを読み取れる。

なお本建築と時代を前後して、和風意匠を採用した裁判所建築が全国、広範囲にみられる。現存例でいうと、明治19年(1886)の旧宮津裁判所(法廷部分のみ明治村に移築保存)、明治41年(1908)の旧長野地方裁判所松本支部庁舎(昭和57年移築保存。現在たてもの野外博物館として活用)がこれにあたる。

公共建築に和風意匠を意図的に採用したものとしては、明治28年(1895)長野宇平治による設計で建てられた奈良県庁舎のその後の影響の大きさが指摘されるが、旧篠山区地方裁判所を含めた木造裁判所が先行することが確かめられる。現在のところ、設計の過程をあきらかにする史料はないが、全国広範囲で似た傾向が見られることから、中央の司法省営繕部局の関与が想像される。

2棟の公会堂とその手本 近代における新しい建築類型に公会堂がある。公衆の会合のために設けられた建物で、福沢諭吉らが提唱した演説会を天候に左右されず開催するために明治中期以降全国各地に建設された。明治40年(1907)に建てられた洋風の意匠をまとう旧函館区公会堂はその一例である。

兵庫県明石市の中崎遊園地の東端に建つ中崎公会堂は、明石郡長・三輪信一郎の提言により、明治44年(1911)明石郡公会堂として建てられた(図45)。建設にあたっては委員5名を選定し、設計設備の調査、敷地選定などをおこない、奈良県公会堂をその範とし、設計と監督を明石郡伊川谷出身の加護谷祐太郎に一任した。加護谷は東京帝国大学を明治37年(1904)に卒業した後間もなく、



図44 篠山歴史博物館(旧篠山区地方裁判所)



図45 中崎公会堂(旧明石郡公会堂)

奈良県技師に任ぜられ、東大寺大仏殿の保存修理工事に携わった人物で、後に拓殖大学旧本館や浅草東本願寺本堂などを手掛けている。本建築は入母屋造棧瓦葺の主体部の四周に下屋を廻らす構成をもつ。正面中央に切妻造棧瓦葺の玄関部分に取り付き、さらに唐破風を持つ車寄せが取り付くことで、破風が幾重も並ぶ、立体的な屋根の構成をみせる。柱上に舟肘木を用い、全体的には落ち着いた外観を見せるのは、先にみた旧篠山区地方裁判所に通じるが、その他の細部意匠に目を向けると、その様相が全く異なる。玄関部の妻面に鎌倉時代風の線の細い本蓼股を用い、車寄せの柱は角柱ながらもエンタシスを持ち、袖切りを持つ虹梁や板蓼股は鎌倉時代風、また木鼻は大仏様の繰形を持つ。時代を横断した様式の折衷をみせる。

兵庫県ではもう1棟、これとほぼ同じ構成・意匠をもつ公会堂が建てられた。大正元年、加古川東岸に位置する旧社町の市街地西端に建てられた旧加東郡公会堂である(図46)。こちらは建設の経緯があきらかにならないが、その瓜二つな構成からみて、旧明石郡公会堂と同じ人物が関わったか、設計図などがそのまま参照されたことは間違いないだろう。

旧明石郡公会堂の建設に際して参照された奈良県公会堂は昭和56年(1981)に閉館し、その後取り壊された。取り壊しに際して作成された実測図および写真、これらの成果に基づく模型が、跡地に建てられた新公会堂に所蔵されている(図47)。明治36年(1903)の竣工と伝え、設計者は土屋純一あるいは橋本卯兵衛といわれるが定かでない。規模こそ先の2棟よりもひとまわり大きいですが、連続した屋根の構成や細部意匠に散りばめられた各

時代の意匠は、ほぼ同じである。これらの建築は明治30年(1897)の古社寺保存法に始まる古建築の修理工事により蓄積された伝統への理解が、和風意匠として引用されたものとみられる。奈良県公会堂の設計者に挙げられる土屋は技師として法隆寺や東大寺などの修理にあたり、関連性が十分に考えられる。

加護谷も奈良県公会堂で用いられた手法を用いて旧明石郡公会堂の設計にあたった。旧奈良県公会堂が失われた現在、これを巧みに再構成した兵庫の2棟の公会堂がもつ意義はとても大きい。

おわりに 旧篠山区地方裁判所と旧明石郡・加東郡公会堂は、ともに「和風」意匠を西洋からもたらされた建築類型に適用したものである。しかし、その具体的な手法にはあきらかな差異がある。前者が「洋風」に対する対概念として「和風」を用いていたのに対して、後者は文化財修理を通して、「伝統」に対する理解を深め、各時代の様式を盛り込むに至っている。

本稿においては近代の新しい類型である公共建築の和風表現を通して、伝統に対する理解の変化を追ったが、同様の変化は伝統的な類型である寺院建築においても見ることができる。今後の調査成果と周辺地域における状況をさらに読み込み、兵庫県の近代和風建築における伝統理解の特徴を見出したい。

(鈴木智大)

謝辞

奈良県公会堂に関する資料の調査に際して、奈良県新公会堂の方々に協力を得た。ここに記して、謝意を表したい。

参考文献

司法省会計課 編『司法省及裁判所庁舎写真帖』1939。
三輪甫「司法建築のあしあと(上)」『公共建築』73、2006。



図46 加東市明治館(旧加東郡公会堂)



図47 奈良県公会堂模型(奈良県新公会堂所蔵)